

掛川市条例第7号

掛川市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市印鑑条例の一部を改正する条例

掛川市印鑑条例（平成17年掛川市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる者」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同項各号を削る。

第4条第3項第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録証明書」を削る。

第5条第2項第1号を次のように改める。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせた文字で表していないもの

第5条に次の1項を加える。

3 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、非漢字圏の外国人である市民が住民票の備考欄に記録されているカタカナ表記又はその一部を組合わせた文字で表している印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑を登録することができる。

第6条第4号中「氏名」の次に「（外国人である市民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）」を加え、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 前条第3項の規定により登録を受ける場合にあつては、カタカナ表記

第10条中「、住民基本台帳法又は外国人登録法」を「又は住民基本台帳法」に改める。

第12条第1項第2号を次のように改める。

(2) 外国人である市民にあつては、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき（日本国籍を取得した場合を除く。）。)

第12条第1項第4号中「氏名」の次に「、氏又は名（外国人である市民にあつては、通称又はカタカナ表記を含む。）」を加える。

第14条第1項第2号中「氏名」の次に「（外国人である市民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 第5条第3項の規定により登録を受けた場合にあつては、カタカナ表記

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。